

山形県環境教育行動計画
[平成25年3月策定、平成29年度見直し]

【計画の性格】

- ① 環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（以下「環境教育等促進法」という。）第8条に基づく行動計画
- ② 第3次山形県環境計画の分野別計画

【計画の期間】

平成25年度から平成32年度まで（第3次山形県環境計画と連動）

【計画の特色】

- 自然環境の保全に加え、再生可能エネルギーの導入など創造・活用する視点で新たに取り組む。
- 家庭、学校、職場、地域等で、県民みんなが自ら参加、協働する施策を目指す。
- 環境教育を通して目指す理想的な人間像として「山形愛の人」を掲げる。

<H25年3月策定の経過>

- 東日本大震災における原子力発電所の事故を受けて、エネルギーの地産地消の必要性など国民の価値観や意識の変化などを踏まえた対応
- 平成23年6月に環境教育等促進法が改正され、地方公共団体に環境教育の行動計画策定の努力義務が課されたことに対応し、策定から7年経過した山形県環境教育推進方針（H17年2月）を見直し

⇒上位計画である第3次山形県環境計画の見直しに
合わせて、計画全体の見直しを行う。

連携

反映

反映

第3次山形県環境計画【中間見直し版】
[平成24年3月策定、平成29年3月中間見直し]

第3次山形県環境計画（平成24年3月策定：平成23～32年度）
～持続的発展が可能な安全で美しいやまがた創り～

【6つの基本目標】

1 地球温暖化を防止する低炭素社会の構築
2 再生可能エネルギー等の導入による地域の活性化
3 ごみゼロやまがたの実現に向けた循環型社会の構築
4 豊かな環境を守り、活かす自然共生社会の構築
5 安全で良好な生活環境の確保
6 環境教育を通じた環境の人づくり

◆基本目標6 環境教育を通じた環境の人づくり(抜粋)

【今後の取組みの方向と数値目標】 ★新規又は数値見直し項目

- 学校、地域、家庭、職場等の様々な機会、幼少の子どもから年配者まで、あらゆる世代に対し、環境教育を積極的に展開していくとともに、自主的・主体的に環境保全のための行動ができる人材を育成
- 省エネルギー、3Rなど身近な環境問題のほか、地球温暖化や再生可能エネルギー、生物多様性等の様々な分野に関する環境教育を推進

【環境学習・環境保全活動への参加者数※】

<現状>149千人（H27年度）、<目標>167千人（H32年度）★

※環境学習施設利用者と、森づくり活動、海岸清掃ボランティア、水生生物調査、県環境学習支援団体事業への各参加者数の合計

【施策の展開方向及び主な取組み】

○環境学習の意欲増進

- ・地域で子どもの環境学習を進めるプログラムの整備★

日常生活や事業活動において自らが率先して環境に配慮した行動を実践する人材育成のための、子どもの考える力や行動する意欲を養うプログラムを整備

○環境教育の充実

- ・学校、地域、家庭、職場における環境教育の推進
- 人と、木や森との関わりを主体的に考えられる豊かな心をもつ人づくりを目的とした「木育(もくいく)」の推進★

<国及び県の計画等における環境教育の位置づけ>

- 小・中学校学習指導要領(H29.3月改訂、小学校はH32～、中学校はH33～全面实施)
<改訂のポイント 4.教育内容の主な改善事項>体験活動の充実
・生命の有限性や自然の大切さ、挑戦や他者との協働の重要性を実感するための体験活動の充実(小中：総則)など
- 山形県教育、学術及び文化の振興に関する施策の大綱(H27.5策定H27～31)
<基本的方針7>山形ならではの“自然との共生の文化”に基づく地域づくりの推進
施策の展開方向①自然との共生のもとに主体的に行動する人材の育成
○学校や地域での環境教育など、子どもの頃から人と自然の関わりを実感する機会を拡大し、自然との共生を尊重する価値観を持つ人づくりを進める。
- 第6次山形県教育振興計画(H27.5策定 H27～37)
主要施策8「3環境教育の推進」
<主な取組み>①山形県環境教育指針に基づく環境教育の推進
・山形県環境教育指針に基づき、総合的な学習の時間や、各教科、特別活動など、学校の教育活動全体を通して、地域の歴史や風土・文化と関連付けながら、実践的・体験的な環境教育を推進します。この際、「やまがた森林(モリ)ノミクス」についても意を用います。

山形県環境教育指針 [平成26年3月策定]

【指針の性格】

学校における環境教育実践のための学習や取組み等の在り方を示したもの

【指針の特色】

環境教育のねらいを「持続可能な社会を担う人材の育成」におき、学校が家庭、地域、事業者、NPOなどの市民団体、専門機関等と協働して環境教育に取り組みやすくするため、環境学習プログラム例などを提示し、授業実践の手助けとなる内容としている。各学校での環境教育の計画と実践に役立つよう、目指す児童生徒像を示し、環境教育を進めるにあたっての学習や取組みの在り方、計画づくりのポイントを示す。

【策定の経過】

平成25年3月策定の県環境教育行動計画を踏まえ、平成26年3月に見直し。

<見直しの方向性>

中間見直しであることから、現行計画の柱立てを基本とし、

- ① 第3次山形県環境計画の中間見直しの内容を反映
- ② 山形県環境教育行動計画に基づく施策の進捗状況を踏まえた今後の施策の展開方向を反映
- ③ 文言、データの時点修正等

山形県環境教育推進協議会での審議、パブリック・コメントを経て、当年度内に中間見直し版を決定・公表する。

<見直しのスケジュール>

平成29年

【12月4日】

- ◎平成29年度第1回山形県環境教育推進協議会(主な審議事項)
 - ・行動計画の中間見直しの概要とスケジュール
 - ・行動計画の進捗状況と今後の施策の展開方向
 - ・行動計画の中間見直し(検討案)
 - ・環境学習プログラム実践推進事業について
 - ・やまがた木育推進方針(仮称)素案

平成30年

【1月31日】

- ◎第2回山形県環境教育推進協議会(主な審議・報告事項)
 - ・行動計画の中間見直し(案)
 - ・『やまがた木育』推進方針(仮称)(案)

【2月】

パブリック・コメント

【3月】

- (『やまがた木育』推進方針(仮称)決定・公表)
- 行動計画【中間見直し版】決定・公表